

想に基づく北口広場の整備など事業として結実しなかったことは遺憾である。一方で中野四丁目東地区の市街地再開発、ZEROホールを中心としたもみじ山一帯など成果のあがったところもある。

ピオトープづくりの推進

木村議員 環境基本計画において、水と親しめる空間をつくることから、ピオトープづくりの推進として、公共施設のピオトープづくりを進めるとしているが、現在の状況と取り組みは。

答 ピオトープを計画する場合、適切に管理する必要があり、近隣の方や自然環境に興味があり、知識を持つ方々が管理に参加することも大切と考えている。現在、公園では上高田公園に1カ所であるが、公園に限らず、公共空間で環境を整え、機会をとらえ実施したい。また、民間施設でも積極的に整備されることを期待しており、ピオトープについてPRしていきたい。

平和の森公園

藤本議員 スポーツ施設機能を計画に生かすよう求めた陳情が、平成11年に採択されているが、芝生広場では野球、サッカーなどを禁じている。曜日で利用を区切るなど、工夫はできないか。また、新設されたドッグラン(犬のための広場)は、小規模で整備不足だ。区民の声を聞き、満足度を高める取り組みをしたか。

答 スポーツと一般の利用を、場所や曜日で区切る方法

もあるが、区民の意向を伺い十分検討したい。今のドッグランは暫定的なもので、利用者満足させているとは思わない。今後開設する場合は宿題と考える。

コミュニティバス

藤本議員 コミュニティバスは、お年寄りや体の不自由な人にとって有効な手段となる。規制緩和によりバス路線新設が容易になったと聞くが、南部や北部における実現に向け、区からバス会社に対する働きかけは行っているか。

答 区の検討要請に対し、京王バスから、中野新橋駅付近の路線について考えたいとの回答を得た。上鷲宮地区に

ついては、現在、関東バスやタクシー、ハイヤー業者などに検討を求めている。

野方駅北口改札口

藤本議員 踏切渋滞の不便さは、生活実感として体験しなければ理解できない。沼袋駅南口は、区民、議会、行政の働きかけと、区の費用負担により開設された。野方駅北口改札口の設置に向けた、区の意気込みを聞きたい。

答 区内の西武鉄道の駅で、北口がないのは野方駅だけである。駅北側の住民が困っていることは、十分認識しているつもりだ。少し幅を持った検討に、一生懸命取り組む所存である。

教育

学校図書館と区立図書館

岩永議員 ①学校図書館指導員の配置継続を求めたいと思うが、その決意はどうか。

②区立図書館の業務委託および地域図書館を、半径1キロ圏に1館とし、7館から4館にするという図書館のあり方などが報告されている。こうした区民不在で乱暴な報告の検討は、撤回すべきではないか。

答 ①図書館指導員は、児童・生徒の読書意欲の向上や図書館の環境整備に大きな働きをしている。今後ぜひ続けていきたい。②教育委員会として結論を出しておらず、

議論の過程である。撤回するしないを言う段階ではない。環境教育の現状

木村議員 施政方針説明で、小・中学校の普通教室への冷房の導入に合わせ、地球環境問題についての教育を全ての小・中学校で強化するといっているが、現在、学校教育では環境教育にどのように取り組んでいるのか。

答 理科や社会科の中での学習や道徳でよりよい環境づくりについての啓発を行っている。また、総合的な学習の時間では、調べ学習を基本とした環境教育に取り組んでおり、最近では、理論だけでなく、

く、ピオトープなど実践的な取り組みが広がっている。今後の環境教育

環境問題

木村議員 環境問題は、ここからの重要な課題であると思つが、学校教育における今後の環境教育について、どの

区政一般

区報

西村議員 区政情報の提供に中野区報は必須なのに、届いていない世帯はかなりの多い。全世帯に各戸配布するべきではないか。各戸配布が困難なら、日刊6紙への新聞折込の他、広報スタンド設置箇所をもっと増やすなど、工夫すべ

きではないか。

ように考えているか。

環境教育

答 環境教育を平成15年度の重点目標の一つとし、すべての小・中学校において環境教育に取り組み、地域活動につながるよう準備を進めており、教育委員会でも基本的な指導計画の策定を考えている。

区報

答 区の情報伝達に区報は最大の媒体であり、今後も全戸配布を追求しなければならぬと考えている。財政的・時間的な制約はあるが、区政の説明責任の徹底という意味からも、よりきめ細かな配布の方法を考えていきたい。

区議会を傍聴してみませんか

本会議や委員会の傍聴は、どなたでもできます。傍聴を希望される方は、会議の当日、区議会事務局(区役所議会議事棟3階)で傍聴の手続きをしてください。

受け付けは会議開会の1時間前、入場は30分前からになります。本会議は定員100人(ただし、椅子席は先着80人)、委員会は定員15人です。本会議場や委員会室への携帯電話の持ち込みは禁止となっています。お持ちの方は、事務局でお預かりします。その他、傍聴についてのお問い合わせは、区議会事務局(電話3228・8870)まで。



「存じますか」 請願・陳情制度

請願・陳情制度とは

請願・陳情は、保健・福祉や教育、環境、災害対策など区政のさまざまな問題について、区議会に要望できる制度です。この制度は誰でも直接自分の意思を議会に伝えられるところに大きな意義があります。

請願は、議員の紹介が必要ですが、陳情には必要ありません。審査の経過は、委員会や本会議を傍聴することで知ることができます。

区議会では審査し採択した請願・陳情は、区長や教育委員会などの執行機関に送付され、問題の解決や内容の実現に努力することが求められます。

また、区だけで解決できない問題は、意見書にして国や東京都に改善などをはたらきかけます。

なお、請願・陳情を提出した方には、本会議での採決結果を文書でお知らせします。

請願(陳情)書の書き方

①件名 請願(陳情)の内容を表す件名を、「」についてと簡潔に表示してください。

②紹介議員 請願の提出には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情には必要ありません。

③請願(陳情)者の住所・氏名

④主旨 理由

請願(陳情)者の住所を記載し、署名または記名押印してください。

署名簿を添付する場合、署名者の住所を記載し、署名または記名押印してください。

④請願(陳情)の主旨・理由 主旨とは、議会に請願(陳情)しようとする事柄です。二つ以上あるときは、箇条書きにしてください。

理由とは、主旨の説明です。

請願(陳情)の審議の流れ

```

    graph TD
      A[請願(陳情)者] -- 請願(陳情)書 --> B[議長]
      B --> C[本会議で委員会に付託]
      C --> D[委員会で審査]
      D --> E[本会議で採決]
      E --> F[採択]
      E --> G[不採択]
      E --> H[継続審査]
      F --> I[主旨の実現を執行機関に要請]
  
```